

〔記入例〕

様式第2号の3（第4条関係）

No. _____

有窓階の算定基礎計算書

防火対象物名称 〇〇株式会社 倉庫

〇〇年〇〇月〇〇日

(1 階)

算定者氏名 〇〇 〇〇

床面積 (A)		基準開口面積 (A/30)		有効開口部面積合計 ^㊸	算定結果	※消防機関判定
1,196.66㎡		35.89㎡		61.32㎡	普・無	普・無
開口部位置	建具記号	開口部種別	床からの高さ (m)	幅 (m) × 高さ (m) × 所在数	開口部面積小計 (㎡) ^㊸	備考
北	AW-1	引違い	1.2	0.75×1.2×16	14.4	
南	AW-2	引違い	1.2	0.75×1.0×16	12	
南	AW-3	両開き	0	0.9×2.4×2	4.32	
南	AW-3	FIX	0	0.5×2.4×2	2.4	
南	SS-1	軽量シャッター		4.0×6.0×1	24	水圧開放
東	AW-4	方開き	0	1.2×2.0×1	2.4	
西	AW-6	引出しペア	1.0	0.6×1.0×3	1.8	

(階)

算定者氏名

床面積 (A)		基準開口面積 (A/30)		有効開口部面積合計	算定結果	※消防機関判定
㎡		㎡		㎡	普・無	普・無
開口部位置	建具記号	開口部種別	床からの高さ (m)	幅 (m) × 高さ (m) × 所在数	開口部面積小計 (㎡)	備考

備考

- 1 算定は、階ごと（往来できない場合はその部分ごと）に算定すること。
- 2 有効開口部すべてを記入すること。
- 3 算定書には、配置図、建具配置図及び建具表を添付し算定した開口部を朱色で表示すること
- 4 ※欄は、記入しないこと。

【普通階・無窓階算定書記載要領】

地上階について、消防法施行規則第5条の2の規定に適合する開口部のみ計上してください。

● 消防法施行規則第5条の2の規定に適合する開口部とは

- ・ 直径1 m以上の円が内接することができる開口部又は幅75 cm以上高さ1.2 m以上の開口部。（避難上又は消火活動上有効な開口部）
- ・ 実際に開口できる部分で、直径50 cm以上の円が内接することができる開口部。（避難上有効な開口部）

上記開口部は次の条件を満たすこと。

- ・ 床面から開口部の下端までの高さは、1.2 m以内であること。
- ・ 開口部は、道又は道に通ずる幅員1 m以上の通路、その他の空地に面したものであること。（11階以上の階は除く。）
- ・ 開口部は、格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものであること。
- ・ 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。

● 無窓階の判定

- ・ 11階以上の階・・避難上有効な開口部の面積合計が当該階の床面積の1/30以下なら無窓階
- ・ 10階以下の階・・避難上又は消火活動上有効な開口部を2以上有し、かつ避難上有効な開口部との面積合計が当該階の床面積の1/30以下なら無窓階
- ・ 仕切壁等のため相互に往来できない場合は、各々毎に算定してください。
- ・ 「床からの高さ」欄には、床面から開口部の下端までの高さを記入してください。
- ・ 「開口部種別」欄には、ガラス種別及び厚さ等、また、引き違い窓・縦軸回転窓・水圧開放装置付等の種別を記入してください。
- ・ 「有効開口部計算式」欄には、有効開口部建具表の建具記号と個数（例えばAW1×2）を明示し、計算式を記入してください。
- ・ 建具表、図面上で避難上有効な開口部、避難上又は消火活動上有効な開口部を朱色で囲んで明示してください。
- ・ シャッター等で水圧によりシャッター等が開放（開鍵）されるものによっては有効な開口部としてみなします。

有効な開口部

窓ガラス戸の構造			外部足場※	
窓ガラスの種類	厚さ	開き勝手	有	無
普通板ガラス	6 mm以下	引き違い戸	全開	全開
フロート板ガラス		F I X	全開	全開
磨き板ガラス				
型板ガラス				
熱線吸収板ガラス				
熱線反射ガラス				
網入板ガラス 線入板ガラス	6.8 mm以下	引き違い戸	半開	半開
		F I X	×	×
	10 mm以下	引き違い戸	半開	×
		F I X	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	5 mm以下	引き違い戸	全開	全開
		F I X	全開	全開
合わせガラス 倍強度ガラス		引き違い戸	×	×
		F I X	×	×
複層ガラス		①構成するガラスごとに検討・判断する。（網入板ガラス及び線入板ガラスは、厚さ6.8 mm以下のものに限る） 例)普通板ガラス厚さ外側7 mmと内側5 mmの組み合わせは認められない。外側 5 mm、内側3 mmは認められる。		

※外部足場－「有」とは、ガラス戸の破壊作業ができるスペースが確保されているもの